CISG-AC 意見第5号

「物品または書類が契約に適合しない場合における買主の契約解除権」

(2005年5月7日、ドイツ・バーデンヴァイラー、ラポルトゥール: インゲボルグ・シュヴェンツァー教授(スイス、バーゼル大学))

本意見は、フィラデルフィアで開催された CISG-AC の第9回会議において、全員一致で採択された。

議長 ヤン・ランバーグ (Jan Ramberg)

委員 エリック・バーグステン (Eric Bergsten)、ミヒャエル・ヨアヒム・ボネル (Michael Joachim Bonell)、アレハンドロ・ガロ (Alejandro M. Garro)、ロイ・グッド (Roy M. Goode)、セルゲイ・N・レベデフ (Sergei N. Lebedev)、ピラー・ペラーレス・ヴィスカシラス (Pilar Perales Viscasillas)、ペーター・シュレヒトリーム (Peter Schlechtriem)、インゲボルグ・シュヴェンツァー (Ingeborg Schwenzer)、曽野裕夫 (Hiroo Sono)、クロード・ヴィッツ (Claude Witz)

事務局 ルーカス・ミステリス (Loukas A. Mistelis)

CISG 第 49 条(1)

- (1) 買主は、次のいずれかの場合には、契約の解除の意思表示をすることができる。
 - (a) 契約又はこの条約に基づく売主の義務の不履行が重大な契約違反となる場合
 - (b) 〈略〉

【意見】

- 1 物品が契約に適合しない場合において、CISG第49条(1)(a)に基づく契約解除権を買主に与えるような重大な契約違反の存否を判断するにあたっては、契約の内容を考慮しなければならない。
- 2 契約から、何が重大な契約違反にあたるかということが明らかでない場合には、特に当該物品が購入された目的を考慮しなければならない。
- 3 売主または買主が、買主に不合理な不便をかけることなく、かつ、当該契約において履行期に与えられた重みに反するような遅滞なく、不適合を追完することができるのであれば、重大な契約違反は存在しない。

- 4 契約解除によって生ずる追加的な費用や不便が、重大な契約違反の存否の判断に当 然に影響することはない。
- 5 保険証券、証明書等の附帯書類が契約に適合しない場合における契約解除の可否は、上記1から4に示した基準に従って処理されなければならない。
- 6 荷為替売買(documentary sales)の場合において、売主が、履行期に与えられた重 みに反することなく、書類の不適合を追完することができるときは、重大な契約違反 は存在しない。
- 7 相場商品取引においては、一般的に、契約に適合した書類が適時に引き渡されなければ、重大な契約違反が存在する。
- 8 不適合が重大な契約違反にあたらない場合でも、そうすることが当該状況において 合理的であれば、買主は支払を留保し、引渡しの受領を拒絶する権利を有する。

(訳・曽野裕夫)

[訳者による注記]

ここに訳出したのは、CISG-AC Opinion no 5, The Buyer's right to avoid the contract in case of non-conforming goods or documents, 7 May 2005, Badenweiler (Germany). Rapporteur: Professor Dr. Ingeborg Schwenzer, LL.M., Professor of Law, University of Basel の「注釈(Comments)」を除いた「意見(Opinion)」(いわゆる black letter 部分)の日本語訳である。「注釈」を含めた日本語訳は、「CISG-AC 意見第 5 号『物品または書類が契約に適合しない場合における買主の契約解除権』」〔曽野裕夫・牧佐智代訳〕として、民商法雑誌 138 巻 3 号 376-404 頁(2008年)に掲載されている。